

国保からのお知らせ



皆野町けんこう大使
み～な

～ご存じですか 高額療養費制度～

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として支給されます。

★70歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※1)
901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

★70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 4回目以降(※1)は140,100円	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 4回目以降(※1)は93,000円	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 4回目以降(※1)は44,400円	
一般(課税所得145万円未満)		18,000円(※2)	57,600円 4回目以降(※1)は44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※1 過去1年以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2 8月から翌年7月のうち、一般、低所得Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の限度額は144,000円

○医療機関などへ限度額以上に支払った場合

限度額と支払い額の差額が、高額療養費として払い戻されます。

該当者には受診後3か月ほどで、「高額療養費支給申請のご案内」を発送します。

ご案内を確認のうえ、申請手続きをしてください。

申請の際、受診した医療機関などの領収書を確認しますので、保管しておくようお願いします。

○あらかじめ医療費が高額になるとわかった場合

入院などで高額な医療費が見込まれる場合、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、ひとつの医療機関での支払いは限度額までとなります。

必要な場合は、交付申請をしてください。

～所得の申告は忘れずに～

所得の申告は、保険税を決めるときだけでなく、医療機関などにかかるときの自己負担割合や自己負担限度額などを決めるためにも必要です。忘れずに正しく申告しましょう。

70歳以上75歳未満のかたに高齢受給者証を送付しました!

今回は桃色です。8月1日から使えます。

古い高齢受給者証は原則、町民生活課(②番窓口)までお持ちください。

医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を必ず提示してください。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232